

令和5年度組織改正の概要

令和5年度は、子ども施策や芸術文化振興施策の一層の強化・推進など、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向けた施策の展開や、県政の重要課題に的確に対応できるよう、次のとおり組織体制の見直しを行います。

1 子ども施策の推進に向けた体制強化

子どもが安心して健やかに暮らしていける社会の実現を目指し、子ども条例の制定に向けた検討を進めるとともに、少子化対策としての結婚支援・子どもを産み育てやすい環境づくりを一層強化・推進するため、福祉保健部子ども家庭課に「子ども政策室」を設置します。

2 芸術文化振興施策の推進に向けた体制強化

本県の芸術文化振興施策を一層充実・推進するため、(公財)新潟県文化振興財団と一体化することとし、財団が有するノウハウやネットワークを活用しながら、県全体で効果的な事業展開を図るため、観光文化スポーツ部文化課に「芸術文化振興室」を設置します。

3 労働相談の対応能力の向上

県民(相談者)の利便性の維持・向上を図りつつ、職員の専門性を高め、労働相談の対応能力向上を図るため、新潟、長岡、上越の県内3か所にある労働相談所を本庁内に集約します。

《本件についてのお問い合わせ先》
総務部行政改革課 本間
(直通 025 - 280 - 5008、県庁内線 2130)